

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

---

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

(設例)

小売業を営むXは、Yに商品売り渡していた。金融業を営むYは、Xに運転資金を融資していた。

Xは、Yに対し、令和2年6月1日の売買契約(以下「本件売買契約」という。)に基づく1,000万円の売掛代金の支払を求めて訴えを提起したところ、第1回口頭弁論期日において、Yは、Xの主張する売買契約の成立を否認した。

問(1)(配点:10点)

Xは、この機会に請求しておくのが便宜だと考え、第2回口頭弁論期日において、本件売買契約に基づく売掛代金の支払を求める請求に、令和2年7月1日の売買契約に基づく500万円の売掛代金の支払を求める請求を追加した。

裁判所は、Xが追加した請求をどのように取り扱うべきか、論じなさい。

以下の問(2)及び(3)との関係では、問(1)の問題文において与えた事実はないものとする。

問(2)(配点:10点)

Xは、第1回口頭弁論期日において、書証として、本件売買契約の契約書(以下「本件売買契約書」という。)の取り調べを申請した。

Yは、本件売買契約書の成立の真正は否認したが、これにより本件売買契約の存在が裁判所により認められることは避けられないと見て、第2回口頭弁論期日において、「Y・X間の令和元年12月12日の消費貸借契約(以下「本件消費貸借契約」という。)に基づく2,000万円の貸金債権と対当額で相殺する」と主張した。ただ、Yは、相殺に供されない1,000万円についても債務名義を得ておきたいと考え、この1,000万円の支払を求めて反訴を提起した。

Xは、「Yの反訴は本件消費貸借契約の存否を巡る紛争であり、本件売買契約の存否をめぐる紛争(以下「本件紛争」という。)とは無関係であり、本件紛争にこのような別の紛争を持ち込むことは、本件紛争の早期解決に対するXの正当な期待を裏切るものであり許されない」と反論した。

裁判所は、Yの反訴を許すべきか否か、論じなさい。

(民事訴訟法)

---

問(3) (配点: 30点)

問(2)の本訴請求・反訴請求につき、裁判所は、Xが主張する本件売買契約を認めるに足る証拠はない一方、Yが主張する本件消費貸借契約の成立は認めることができるとして、本訴請求を棄却し、反訴請求を認容して、Xに1,000万円をYに支払うよう命ずる判決をし、この判決は確定したとする(以下、この判決を「前訴確定判決」という。)

その後、Yは、Xに対し、本件消費貸借契約に基づく貸金返還請求権のうち反訴請求において認められた部分を除く1,000万円の支払を求める訴えを提起したところ(以下「本件訴訟」という。)、Xは、「既に弁済した」と争った。これに対し、Yは、「本件訴訟の訴訟物である1,000万円の貸金返還請求権については、前訴確定判決の既判力が生じており、Xの主張は遮断される」と反論した。

(ア) Yの主張の可否を検討しなさい。

(イ) Xの弁済の抗弁はどのように取り扱われるべきか、論じなさい。

なお、(ア)、(イ)いずれとの関係でも、Xの主張に係る弁済は前訴確定判決の基準時前の事由であるとして、解答しなさい。